

平成 23 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 鉄 人 化 計 画  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 日 野 洋 一  
( コード番号 : 2404 東証マザーズ )  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 浦 野 敏 男  
( : 03 - 5773 - 9184 )

## 和解による訴訟の解決及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、株式会社エターニティ（以下、原告）より提起されていた店舗（東京都葛飾区新小岩一丁目）の建物明渡等請求訴訟について、平成 23 年 7 月 20 日付で訴訟上の和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、新小岩北の屋ファーストビル 1 F から 4 F（以下、本件建物）のテナントとして、平成 13 年 3 月にカラオケ店舗を開業し営業してまいりました。その後、カラオケとの相乗効果を期待して平成 18 年 3 月に本件建物の 2 F を居酒屋業態に変更し、その店舗オペレーションを当社が出資する居酒屋運営会社に委託しておりましたが、原告より当該委託行為が賃貸借契約に抵触するとの指摘があり、建物明渡を求められ、平成 21 年 4 月 23 日に東京地方裁判所に提訴されました。

当社と原告は、話し合いを続けた結果、当社と原告との間の賃貸借契約を合意解除し、本件建物を明け渡すことで合意し、東京地方裁判所において訴訟上の和解が成立いたしました。

### 2. 和解の相手方

(1)	名 称	株式会社エターニティ
(2)	所 在 地	東京都江戸川区興宮町 10 番 1 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 宇田川 竜一

### 3. 和解の主な内容

- 平成 23 年 7 月末日付で原告と当社との間の本件建物に係る賃貸借契約を合意解除する。
- 当社は、平成 23 年 11 月末日までに本件建物の原状回復工事を当社の負担にて行った上で明け渡す。
- 当社は、平成 23 年 8 月 1 日から本件建物の明渡済までの期間、月 682 万 5000 円の賃料相当損害金を原告に支払う。
- 原告は、本件建物の明渡完了と引き換えに入居保証金 52 百万円を当社に返還する。

### 4. 今後の見通し

当社は、本件建物の明渡により、店舗設備の除却額 80 百万円と原状回復費用の見積額 80 百万円の特別損失を計上いたします。当該特別損失の業績に与える影響につきましては、平成 22 年 10 月 5 日に公表いたしました平成 23 年 8 月期の通期の業績予想に想定額として織り込んでおりますので、影響は軽微であります。

以 上